



# 横浜市立豊田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

平成30年1月改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

#### 【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

#### 【いじめ防止等の対策基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人の関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して、のびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめはすべての児童に起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように児童の健全育成を図り、いじめを許さない子ども社会の実現を目指し、基本方針を策定する。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭

(S C必要に応じてS S Wや教育委員会、福祉の専門家の参加を求める。)

### (2) 委員会の運営

○「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上に定期的に開催する。いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの認定、対応方針の決定を行う。

○「学校いじめ防止対策委員会」でいじめと認知した場合には、学校として組織的に対応するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行うことにする。

### (3) 委員会の活動内容

- 未然防止
  - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
  - ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- 早期発見・事案対処
  - ・いじめの相談・通報の窓口の設置
  - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
  - ・いじめ（「疑い」を含む）を受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施。
- 取組の検証
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
  - ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

- いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、学校全体として未然防止に取り組む。
  - ・児童会活動から児童のいじめ防止に関する主体的な取組
  - ・YP アセスメント支援検討会の実施・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
  - ・たてわり活動による豊かな心の育成
  - ・全員が参加できる授業づくり（個に応じた支援・場の設定の工夫）
  - ・人権教育・道徳教育の推進

#### (2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくい、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いをもって、いじめの認知に対応する。
  - ・いじめの定義理解を含む教職員への研修の実施
  - ・いじめを見逃さない教職員の情報共有・日常的な観察・見守り体制づくり
  - ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
  - ・定期的な教育相談の実施
  - ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
  - ・保護者の協力、警察署、児童相談所、区役所、療育センターなどの関係機関との連携
  - ・学年研、ブロック研での情報交換

#### (3) いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった段階で、情報共有を行い、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、「学校いじめ防止対策委員会」で報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。
  - ・いじめ防止対策委員会で情報共有・対応方針決定・具体的対応決定をし、会議録を作成
  - ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
  - ・保護者の協力、警察署、児童相談所、区役所、療育センターなどの関係機関との連携

#### (4) いじめの解消

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、学校だけの判断でなく、保護者への確認を行う。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### (5) 教職員等への研修

○教職員に対して、いじめ防止、児童理解等の研修を定期的実施する。

- ・ 5月 児童理解研修
- ・ 6月 YP アセスメント支援検討会①
- ・ 7月 人権研修
- ・ 7月 児童理解研修
- ・ 11月 YP アセスメント支援検討会②
- ・ 12月 児童理解研修
- ・ 3月 今年度の研修のまとめ

#### (6) 学校運営協会等の活用

○保護者や地域住民が学校運営に参画する会議等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・ まちとともに歩む学校づくり懇話会
- ・ 豊田小学校地域支援本部（T S C）
- ・ 中学校区学校・家庭・地域連携事業

(7) 年間の取組計画 (いじめ防止等の取組の年間計画)

いじめ防止年間活動計画

月	いじめ防止対策委員会	心と安全部会	児童の活動	保護者地域との連携
4	年間活動計画 いじめ研修 重点指導内容等の確認・引き継ぎ	生活目標確認 豊かな心の育成計画作成	あいさつ運動開始	登下校パトロール サイバー教室
5	学級・学年の実態情報交換 児童の情報交換	児童理解研修会① なかよしハイキング計画 横浜プログラム研修会	なかよしタイム開始	家庭訪問 学校説明会 PTA総会
6	学級・学年の様子報告・検討	なかよしハイキング とよだ元気会議① YP アセスメント支援検討会	なかよしハイキング スピーチコンテスト サイバー教室(3・4)	防犯パトロール会議 豊田中ブロック学地連 まち懇 TSC総会
7	☆各学級で振り返りカード記入→聞き取り→面談	人権研修会 児童指導研修会②	SNS 講習会(5・6) 横浜子ども会議	地区懇談会 個人面談
8	夏季休業中の様子報告		横浜子ども会議	夏祭り
9	学級・学年の様子報告・検討	人権教育指導計画検討		
10	前期長期欠席確認 前期振り返り	前期振り返り	運動会	
11	☆いじめにかかわるアンケートの実施→聞き取り→面談	YP アセスメント支援検討会	人権教育	地域防災訓練
12	いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン☆振り返りカード記入→聞き取り→面談	児童理解研修会③ とよだ元気会議②	ユニセフ募金 人権週間の児童会による取組	個人面談 豊田地区あいさつ運動
1	☆学校づくりアンケートの実施→聞き取り→面談		なかよしタイム引き継ぎ	
2	学級・学年の様子報告・検討	なかよしタイム振り返り	児童会活動の見直し	防犯パトロール会議 パトロール隊感謝の会 豊田地区あいさつ運動
3	年間振り返り 引き継ぎ内容確認	年間の振り返り	なかよしタイムお別れ会	まち懇 TSC総会

※☆の部分は、児童に直接いじめに関するアンケートを実施し、気になる回答をした児童には聞き取りをし、児童(場合によっては保護者)と面談する。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校に欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同行第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校はいじめに対応する組織的体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本法方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

## 6 参考資料

(1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成 29 年 10 月改訂)

(2)「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成 29 年 3 月 14 日改訂)